

太田川河川事務所

記者発表・配付資料

記者発表資料

令和2年6月24日

■ 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 「パブリックスペース(基町河岸緑地)」の 一時利用者募集始まる！

～ with コロナ時代に頑張る人を応援します ～

太田川河川事務所では、新型コロナウイルスの影響で困っている方、それを支援したいと考えている方に対し、相生橋東詰め北側にある河川空間の一部を解放し、一時的に利用していただける団体・個人を募集します。

平和記念公園や紙屋町に程近い屋外空間を自由な発想で利用していただくことで今後の賑わい創出の基礎資料にさせていただきたいと思っています。

募集(利用可能)期間：令和2年7月1日(水)～8月30日(日)

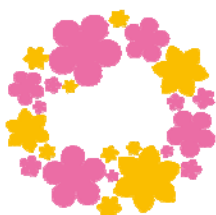
場所：太田川水系旧太田川 基町環境護岸(別紙参照)

応募資格：地域支援プロジェクト「#輪になれ広島」の目標である「コロナ禍を乗り越え、明るさと元気を取り戻したい」組織など

利用条件：一団体、個人の利用は1日程度までとし、搬入した資機材撤去及びゴミ処理などを適切に行う(詳細は別紙参照)

※地域支援プロジェクト「輪になれ広島」URL：<http://waninare-hiroshima.com>

### <問い合わせ先>



**#輪になれ広島**

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所

TEL 082-222-9248(直通)

副 所 長

さいとう かずまさ  
芥藤 一正

【担当】管理課長

きむら きよたか  
木村 清隆



太田川  
シンボルマーク

## ○ 募集内容・使用条件

### ① 募集箇所 相生橋東詰め上流側（地図、写真参照）



【位置図】



【航空写真】



【募集エリア】

### ② 利用可能期間

令和2年7月1日(水)～8月30日(日)  
午前9時～午後8時30分までの時間内  
(活動施設の準備から片付けまで全ての時間を含む)

### ③ 使用条件

「#輪になれ広島」の趣旨であるコロナ禍を乗り越え、明るさと元気を取り戻したい団体、個人であることを条件とします。  
使用料は無料ですが、事前に中国地方整備局太田川河川事務

所管理課へ別紙「河川敷使用届出書」を提出してください。  
資材搬入時などの車両乗り入れも可能です(河岸緑地ではハザードランプを点滅しながら最徐行)。

取組内容がパブリックスペース活用趣旨に著しく反していると判断される場合は、利用を取り消す場合があります。

なお、**第37回全国都市緑化ひろしまフェア(ひろしまはなのわ2020)**の連携イベントとして登録することも可能なので、ご相談ください。

#### 使用例)

- ・ 仮設店舗 (商品販売、ドリンクのテイクアウトなど)
- ・ 学校や組織などによる支援プロジェクトの開催・宣伝
- ・ 情報発信の活動拠点 等々



《利用イメージ》

#### ④ 応募方法

事務局「中国地方整備局太田川河川事務所管理課」へ書類を持参、又は郵送してください(土日祝日を除く午前9時30分～午後5時30分の間)。



#### ○ 利用後のヒアリング等実施について

この取り組みは社会実験であり、使用後には取り組み内容や利用者状況についてヒアリングさせていただく場合があります。

【届出者記載欄】

# 河川敷使用届出書

令和 年 月 日

国土交通省 太田川河川事務所 管理課長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

担当者

連絡先

下記のとおり、河川敷地を使用します。

日 時	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで	位 置 図  省 略
目 的		
場 所	基町環境護岸左岸2k750付近	
現 地	氏名	
責任者	電話 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 携帯電話	
備 考	参加人員約 名	

- \* テント等の施設を設置する場合には、配置図等を添付して下さい。
- \* 当該行事の企画書等を作成している場合には、参考図書として添付して下さい。
- \* 使用内容に問題がある場合、または目的外使用であった場合には、原本を返却しますので、あらかじめ当所と協議して下さい。また、反社会的勢力に該当する場合は使用する事ができません。

※上記使用届出書については、河川敷地の適正な利用のため使用内容を事前に届け出ていただくものであり、**河川敷地の排他的、独占的な使用を保証するものではありません**。使用にあたっては、他の河川利用者と協調し、理解を得て使用いただくとともに、次のことについて遵守していただくようお願いいたします。

1. 第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損失の補償を行うこと。
2. 使用後は清掃を行うとともに、ゴミは持ち帰ること。
3. 芝及び施設等を損傷した場合は、当所の指示に従い速やかに復旧すること。
4. マイクの使用や楽器の演奏を行う場合は、周辺環境への迷惑とならないよう、音量等に十分配慮すること。
5. 近隣住民から苦情があった場合は、届出者の責任において適切に対応すること。
6. 大雨警報・洪水警報などが発令されているとき、又は増水によるダム・堰・水門等の操作中は、河川敷使用を中止すること
7. その他、当所が必要と認めて行う指示に従うこと。

※上記が守られなかった場合、次回以降本届出書の受理をお断りさせていただきます場合があります。

受 理 印 欄